

国家公安委員会が所管する事業に係る個人情報の取扱いについて

1 配意事項

- (1) 本人の事前同意がない第三者への個人データの提供は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第23条において原則禁止されている。
- (2) 法第16条において、放任の事前同意がない場合、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いは原則禁止されている。
- (3) 法第17条において、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は禁止されている。